

広島市立広島市民病院理容室運営事業に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和元年11月1日

次のとおり提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院理容室運営事業

(2) 業務内容

広島市立広島市民病院内における理容室の運営

(3) 協定期間

協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。

(4) 営業開始日

ア (5)により特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合

令和2年4月8日（水）までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、令和2年4月8日（水）までに営業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

イ (5)により特定した運営事業者が現行の運営事業者の場合

令和2年4月1日とする。

(5) 運営事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市立広島市民病院理容室運営事業者公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

(6) 事業担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務課総務係

電話 082-212-3234（直通）

2 応募参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程実施要綱第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 公募の日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 広島市立広島市民病院利便施設運営事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

3 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、病院機構のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページ「新着情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により配布する。

(1) 配付期間

公示日から令和元年11月29日（金）までの閉院日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配付場所

前記1(6)に同じ。

4 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和元年11月22日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

質問書（様式4）を作成し、持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、前記1(6)において、令和元年11月29日（金）までの閉院日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで、閲覧に供する。

5 提案申込書及び提案書等の提出

(1) 提出期限

令和元年11月29日（金）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

持参（閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

6 運営事業者の特定

(1) 提案書の審査

選考委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

すべての参加者に、書面により通知する。

7 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案書提出及び提案書提出に関する条件に違反した者の提案書は、無効とする。

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。